

第3回宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会 議事録

令和7年10月6日（月）午前10時
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

薄井委員、小幡委員、桑原委員

労働者代表

阿部委員、澤口委員

使用者代表

高橋隆行委員、高橋裕喜委員、濱野委員

補佐 ただ今から、令和7年度第3回宮城地方最低賃金審議会宮城県
鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の専門部会は公開となっております。

また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もあ
りますので、ご了承願います。

初めに、委員の方々の出席状況を報告いたします。

池田委員から欠席の旨の連絡がありました。

公益代表委員 3名

労働者代表委員 2名

使用者代表委員 3名

以上 8名の方が出席されておりますので、最低賃金審議会令第
6条第6項により準用する第5条第2項により会議が成立してい
ることを報告いたします。

議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

部会長

それでは、議題（1）宮城県鉄鋼業最低賃金の改正に係る審議
に入りたいと思います。

前回、労働者側からは、宮城県鉄鋼業最低賃金は、現行の時間
額1,059円から、83円引き上げ1,142円とするとのご提示が
ありました。

また、前回、使用者側からは、宮城県鉄鋼業最低賃金は、現行
の時間額1,059円から、35円引き上げ1,094円とするとのご
提示がありました。前回の最後に労使双方にさらに歩み寄りによ
り、最終的に妥当な結論を出すために、再検討をお願いしたとい
うことでございましたので、労働者側、使用者側からご検討をい

ただいた結果をお聞きしたいと思いますが、今、双方からお聞きしてもよろしいでしょうか。それとも一旦休会でご検討に時間を設けた方がよろしいでしょうか。

阿部委員 一旦休会をお願いしたい。

部会長 一旦休会して更にご検討いただいた方がよろしいでしょうか。

委員 (賛成)

部会長 それでは一旦休会といたします。

～ 休会 ～

部会長 それでは専門部会を再開いたします。休会中にご検討いただいたかと思いますので、それこれからご検討いただきました金額やその根拠についてご説明をいただければと思います。労働者側からご説明いただいてもよろしいでしょうか。

阿部委員 はい。今ほど打合せを行いまして、改めて金額の方を提示させていただきます。引上げ額につきましては 72 円の引上げ、1,131 円ということになります。こちらの 72 円につきましては、今年度地賃が 65 円引き上げとなりましたので、65 円に対する優位性の確保ということで、その 10% を上乗せして 72 円ということで提示させていただきます。

部会長 ありがとうございます。プラス 72 円の 1,131 円というご提案でございます。続きまして使用者側からご説明をお願いいたします。

高橋裕喜委員 鉄鋼業に係る賃金は地域別最低賃金よりも一定程度高い水準が必要との認識はございますが、労働協約のある一定程度規模の大きな事業場の賃金水準を中小、小規模事業場に適用することについては一定の制限があるものと考えております。

本県の鉄鋼業最低賃金の適用労働者数は 13 社全体で 1,420 人ですが、労働協約の適用労働者数が 3 社の 893 名であることから、宮城県鉄鋼業最低賃金の実質的な適用者数は 10 社の 527 名であり、昨年の 598 名から大幅に減少しております。1 社平均

50名程度の小規模事業場では、雇用の維持自体が難しい状況にあると思料されます。

企業規模が小さな事業では賃上げ原資たる価格転嫁が進んでいないことも踏まえますと、賃上げよりも雇用維持を優先すべき局面にあると考えております。

金額の提示でございますが、鉄鋼業の特に小規模事業場を取り巻く環境は非常に厳しい状況ではありますが、組合員と非組合員の間の処遇の是正という考え方を踏まえまして、連合で集計した2025年春季生活闘争回答集計結果の製造業の100人未満の組合員一人当たりの加重平均4.45%を使用し、47円の引上げ、引上げ後の額は1,106円を提示させていただきます。

部会長

ありがとうございました。ただ今、プラス47円、1,106円というご提案をいただきました。今の段階で、ご提示いただきました労働者側、使用者側から具体的な金額には、隔たりがありますので、ここで再度専門部会を休会したいと思います。

休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。よろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

部会長

それでは休会とします。

～ 休会 ～

部会長

それでは専門部会を再開します。まず、使用者側の方から具体的な金額などについてご説明をお願いいたします。

高橋裕喜委員

この専門部会も金額提示を3回行いまして、これまで公益委員、それから労働者側委員の皆様と真摯な議論を重ねてまいりましたが、労働者側委員の皆様が提示された金額と私たち使用者側委員が提示した金額との間にはまだ開きがあります。第3回目で引上げ額47円を提示させていただきましたが、4回目の金額提示をさせていただきたいと思います。使用者側としては、連合が集計した2025年春季生活闘争回答集計結果の全体の数値の5.25%を使用し、56円の引上げ、引上げ後の額は1,115円を提示させ

ていただきます。

部 会 長 使用者側から 56 円の引上げ、1,115 円をご提示いただきました。続きまして労働者側からお願ひいたします。

阿部委員 労働者側として打合せを行いました引上げ額といたしましては 71 円の引上げ、1,130 円としました。

こちらの 71 円の引上げにつきましては、昨年度、令和 6 年度における、地域別最低賃金と鉄鋼業最低賃金の優位性が 108.84% ございましたので、この優位性を確保する観点から 71 円の引上げ、優位性が 108.86% ということで昨年の優位性を維持できる数字となってございます。

部 会 長 71 円の引上げ、1,130 円のご提示をいただきました。それぞれに議論した金額のご提示をいただきましたが、まだ、双方の金額には開きがありますので、ここで再度専門部会を休会としたいと思います。

休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

部 会 長 それでは休会とします。

～ 休会 ～

部 会 長 専門部会を再開します。労働者側、使用者側、それぞれから提示額、現在の宮城県鉄鋼業最低賃金の時間額 1,059 円に対する引き上げ額、その根拠について主張を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

部 会 長 最初に労働者側からお聞きします。打合せ後の具体的金額などについて、説明をお願いします。

阿部委員 労働者側で協議いたしましたが、先ほどご提示した 71 円引上げ、1,130 円という金額に変更はございません。

部会長 次に使用者側からお聞きします。打合せ後の具体的金額などについて、説明をお願いします。

高橋裕喜委員 使用者側も検討いたしましたが、引上げ額 56 円、1,115 円から変更はございません。

部会長 ただいままでの審議では、労働者側 1,130 円 使用者側 1,115 円という状況で 15 円の開きがあり、合意に至っていません。

本日の審議では、これ以上に進展は難しいものと考えられ、ただ今から、公益委員の見解をお示しいたしますがよろしいでしょうか。

委員 (特に異論なし)

部会長 それでは公益委員の見解を申し上げます。

公益代表委員は、宮城県鉄鋼業最低賃金を 1,059 円から 66 円引き上げ(6.2 %引き上げ)、1,125 円とすることが適当と考える。この見解に至った理由としては、労使双方からの意見や関係資料を慎重に検討した上で、

- ① 令和7年の宮城県最低賃金の改正額を勘案する必要がある。
宮城県最低賃金の改正にあたっては、宮城県の消費者物価（食料）の上昇が続いていることから労働者の生計費を特に重視して、宮城県最低賃金が 65 円 (6.7%) 引き上げられた。
 - ② 令和7年最低賃金に関する基礎調査結果による影響率は、66 円引上げの場合でも 5.23% となっている。また、時間当たり平均賃金額の前年からの推移をみると昨年度の 1,842 円から 1,993 円と約 8.2% の増加をしており、99 人以下の全数調査であることを踏まえれば、小規模事業場でもベースアップを含む約 8.2% の賃上げがあったと考えられることから、最低賃金額を約 6.2% 程度増加させても宮城県鉄鋼業に与える影響は少ないと考えられる。
 - ③ 基礎調査結果の対象外の企業を含めた公平の競争環境を維持する観点も考慮する必要がある。
- 以上を総合的に勘案したものである。

公益委員見解は以上のとおりです。

ただいまお示しました公益委員見解にご了解をいただけますでしょうか。ご意見がありましたら、お伺いしたいと思います

委 員 (特に異論なし)

部 会 長 ご了解いただいたということでよろしいでしょうか。それでは審議を重ねていただきまして、本日、労使合意となりましたので、あらためて確認をいたします。

宮城県鉄鋼業最低賃金を 現行 1,059 円のところ

時間額 1,125 円 現行からプラス 66 円

とし、発効日については、特定最低賃金の発効日を統一する昨年度に倣うと、

令和7年 12月 15日

とすることでよろしいでしょうか。

委 員 (全員了承：全会一致)

部 会 長 それでは、全会一致で御承認いただきました。

全会一致で御承認いただきましたので、早速、ただ今の内容で専門部会報告書を提出したいと思います。

ここで、報告書の準備のため、10分程度休会とさせていただきます。その間に、事務局で準備願います。

～ 休会 ～

部 会 長 それでは再開します。

事務局は、報告書（案）を各委員にお配りし、読み上げてください。

指 導 官 本文のみ読ませていただきます。

宮城県鉄鋼業最低賃金の改正に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月 26 日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県鉄鋼業最低賃金の改正について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 薄井 淳
小幡 佳緒里
桑原 真弓

労働者代表委員 阿部 祥大
池田 仁和
澤口 翼

使用者代表委員 高橋 隆行
高橋 裕喜
濱野 壮史

別紙

宮城県鉄鋼業最低賃金

1 適用する地域

宮城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業（高炉による製鉄業、銑鉄鑄物製造業（鉄管、可鍛鉄を除く）、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月末満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1, 125円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月15日

部会長 ただ今の報告書について、何かご意見等ございませんでしょうか。

阿部委員 中身じゃなかったんですけれども、池田委員の名前のフォントが違うのかなと。「案」を取るときにこの辺修正していただければ。

指導官 ここは修正させていただきます。

部会長 では、ただ今の労働者側代表委員の池田委員の標記の仕方について修正を行った上で、修正後の報告書でご了承をいただけるということでおろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

部会長 お名前は正しくなっていますので、フォントだけ修正いただいた上で本審会長への報告とさせていただきます。

次に、7月16日第1回本審におきまして、最低賃金審議会令第6条第5項の「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができます」との規程を適用することとしたところでございます。従って、特定最賃専門部会において「全会一致」で決議された場合、専門部会の議決をもって本審議会の決定となり、本審議会を改めて開催せずに特定最低賃金が改正されることとなります。

事務局から答申文（案）を各委員にお配りし読み上げてください。

指導官 本文のみ読み上げさせていただきます。

宮城県鉄鋼業最低賃金の改正について（答申）

当審議会は、令和7年8月26日付け宮労発基0826第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

宮城県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正すること。

1 適用する地域

宮城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業（高炉による製鉄業、銑鉄錫物製造業（錫鉄管、可鍛錫鉄を除く）、可鍛錫鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,125円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月15日

部会長

それでは、ただ今の答申文（案）の内容で、答申してよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

部 会 長 異議なしと承りました。こちらの内容で答申いたします。事務局は答申文の写しを委員の皆様に配付してください。

(部会長が、基準部長に答申文を手交する。)

部 会 長 ここで、労働基準部長から御挨拶をいただきたいと思います。

基 準 部 長 ただ今、宮城県鉄鋼業最低賃金の改正について答申をいただきました。これまでの3回にわたりまして、皆様には真摯にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。事務局といたしましては、これを受けまして手続を進めてまいりまして、改正を行ってまいりたいと思います。最後になりますが改めて皆様に御礼を申し上げて挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

部 会 長 ありがとうございます。私からも一言ご挨拶をさせていただきます。委員の皆様には真摯なご議論によりまして本日全会一致でまとめることができました。審議の過程では意見の隔たりもありましたが、委員の皆様には最終的な全会一致に向けて歩み寄りをしていただきましたことに改めて御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

これで議事は終了したいと思いますが事務局から何かござりますでしょうか。

基 準 部 長 特にございません。委員の皆様、改めてご審議いただきましてありがとうございました。

部 会 長 それでは、専門部会におけるすべての審議を、これで終了します。皆様、大変お疲れ様でした。

(閉会)